

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 6 年 3 月 19 日 (火曜日)

定期 第 495 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○告示	
指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地の変更 (総務・財政課)	247
寄附金の収納事務の委託の一部改正 (総務・財政課)	248
監視伝染病の発生を予防するための消毒方法等の実施命令 (環境農政・畜産課)	248
身体障害者福祉法による医師の指定 (福祉子どもみらい・障害福祉課)	248
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	250
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (5 件) (県土整備・砂防課)	250
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定 (5 件) (県土整備・砂防課)	254
神奈川県収入証紙の販売者の指定取消し (会計・会計課)	259
○教育委員会告示	
神奈川県指定重要文化財の指定 (教委・文化遺産課)	259
○選挙管理委員会告示	
地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	259
地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	259
地方自治法等に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 等の数	261
○公告	
開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	261
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	262
開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	263

特定調達契約に係る入札公告は、県公報に掲載します。そのほかの入札公告は、各発注機関が、かながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステム、県のホームページ等に掲載します。

告 示

神奈川県告示第 146 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 231 条の 2 の 3 第 3 項の規定により、指定納付受託者の指定 (令和 5 年神奈川県告示第 208 号) に係る指定納付受託者から、告示した事項について次のとおり変更する旨の届出があった。

令和 6 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
------	-----	-----

この公報は再生紙を使用しています

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部一、二〇六円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二一〇一―二一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一―一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜 (〇四五) 五七一―三五〇八

住所又は事務所の所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
-------------	-------------------	------------------

3 変更年月日

令和 6 年 1 月 16 日

神奈川県告示第147号

寄附金の収納事務の委託（令和 5 年神奈川県告示第207号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 委託を受けた者の項中「東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号」を「東京都品川区上大崎三丁目1番1号」に改める。

神奈川県告示第148号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 9 条の規定により、次のとおり消毒方法等の実施を命ずる。

令和 6 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

家さんの高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため

2 実施する区域

県内の家さんの飼養施設及びその周辺の区域であって、家畜保健衛生所長が必要と認めた区域

3 実施の期日

令和 6 年 4 月 1 日から同年 5 月 5 日まで

4 消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法の別

消毒方法

5 実施方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第 3 の消毒方法による。

6 その他

消毒方法の種類その他消毒方法の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第149号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定した。

令和 6 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定年月日	氏 名	診療科名	診断する障害の区分	病院又は診療所の名称	所 在 地
令和 6 年 3 月 7 日	満川 忠宏	眼科	視覚障害	満川眼科医院	平塚市明石町23の11
同	河越 茉利奈	眼科	視覚障害	湘南眼科医院	藤沢市湘南台 2 - 8 の 10
同	佐藤 慧一	眼科	視覚障害	藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2 - 6 の 1